

## 横須賀市資金管理連絡会議設置要綱

(設置)

第1条 横須賀市公金管理方針に基づき、資金管理及び起債関連事項の連絡調整を図り、金融機関の経営状況等を把握し、本市の公金管理を適正に遂行するための横須賀市資金管理連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

(所管事務)

第2条 連絡会議は、次の各号に掲げる事項を連絡調整する。

- (1) 各会計等の資金管理及び運用に関すること。
- (2) 現金の運用計画に関すること。
- (3) 現金保管及び縁故債借入れに関すること。
- (4) 金融機関等の経営状況の把握に関すること。
- (5) 公金取扱機関指定指針に関すること。
- (6) 危機対応マニュアルに関すること。
- (7) 公金管理についての情報公開に関すること。
- (8) 外郭団体への情報提供に関すること。
- (9) その他必要と思われること。

(組織)

第3条 連絡会議は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 財務部財務課長
- (2) 健康部市立病院課長
- (3) 会計課長
- (4) 上下水道局経営部経理課長

(座長等)

第4条 連絡会議に座長及び副座長を置く。

- 2 座長は、会計課長をもって充て、副座長は、財務部財務課長をもって充てる。
- 3 座長は、会議を総理し、会議の議長となる。
- 4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 連絡会議の会議は、座長が招集する。

- 2 連絡会議は、会員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 連絡会議は、必要に応じて会員以外の者に出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 連絡会議の庶務は、会計課において行う。

(その他事項)

第7条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、連絡会議の同意を得て座長が定める。

附 則

この要綱は、平成14年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。